

7 水管第 6 1 7 号
令和 7 年 6 月 9 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 7 管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 482 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 7 管理年度における大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まいわし太平洋系群における国の留保からの配分について

令和 7 年 6 月
水 産 庁

1 背景

まいわし太平洋系群については、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性などを勘案して、国の留保を設定しているところ。

漁獲予測量等の検討結果（以下 2 の※参照）に基づき、現在の国の留保の残量（78,500 トン）、令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月から 12 月）の残り期間、今後の水産政策審議会資源管理分科会の開催予定並びに都道府県及び大臣管理区分の消化状況も踏まえ、以下 2 のとおり配分することとしたい。

2 数量変更の内容

令和 7 管理年度における 4 月までの漁獲実績及び 5 月から 7 月までの過去の漁獲実績に基づいて漁獲予測量を計算したところ、以下の大臣管理区分において、7 月までに大臣管理漁獲可能量（以下「配分数量」という。）が不足する見込み（※）であることから、当該不足見込み分について国の留保から追加配分し、配分数量を以下の表のとおり変更することとしたい。

特定水産資源	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
まいわし太平洋系群	大中型まき網漁業 （総量管理区分）	192,400	219,400	27,000
	国の留保	78,500	51,500	-27,000

（※）「配分数量の不足の見込み」に係る計算方法及び数量

漁獲予測量（下記（ア）と（イ）の合計値）と現在の配分数量との差を求め、千トン未満を切り上げた数量とする。

（ア）1 月～4 月：令和 7 管理年度の漁獲実績（112,316 トン）

（イ）5 月～7 月：過去 5 年間（令和 2～6 管理年度）における各年の 5 月～7 月の漁獲実績（合計）のうち最大値（106,621 トン）

（ア）令和 7 年漁獲実績 1～4 月 112,316 トン	+	（イ）各年の 5～7 月 の漁獲実績（合計） のうち最大値 106,621 トン	-	大臣管理漁獲可能量 （大中型まき網漁業 （総量管理区分）） 192,400 トン	=	配分数量の 不足の見込み 27,000 トン
※千トン未満切り上げ						

（以 上）